



平成 27 年5月 11 日

各 位

会 社 名 ジューテックホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 足立 建一郎  
(JASDAQ・コード3157)  
問合せ先 経営企画部長 後藤 昌也  
(TEL:03-3433-1310)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、平成 27 年6月 26 日開催予定の当社第6回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び監査役についても、新たに責任限定契約を締結できるようになったことから、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款の第 26 条と第 34 条を一部変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は\_\_変更部分)

現行定款	変更(案)
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更(案)
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

株主総会における承認予定日 平成27年6月26日  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以上